

「私的録画補償金」事件

【事件の概要】

著作権法（以下、「法」という）104条の2第1項2号の指定管理団体である控訴人¹が、アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器を製造、販売する被控訴人に対して、法104条の5所定の製造業者等の協力義務として、購入者から私的録画補償金相当額を徴収して控訴人に支払うべき法律上の義務があるなどと主張し、私的録画補償金相当額の支払を求めた。

原審は、被控訴人製品は法30条2項所定のデジタル方式の録音又は録画の機能を有する「政令で定める機器」（特定機器）に該当すると判断したが、法104条の5が規定する特定機器の製造業者等が負う協力義務は法律上の具体的な義務ではなく、法的強制力を伴わない抽象的な義務であるから、被控訴人が私的録画補償金相当額の金銭を支払う義務を負うと認めることはできず、不法行為の成立も認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

【事件の表示、出典】

知財高裁平成23年（ネ）第10008号 平成23年12月22日

知的財産裁判例集HP

【参照条文】

著作権法30条2項、102条1項、104条の2第1項2号、104条の5など

【キーワード】

私的録画補償金

2 争点

争点1

アナログチューナー非搭載DVD録画機器である被告各製品が、施行令1条2項3号の規定する特定機器に該当するか

争点2

事実

¹平成11年3月26日に設立認可された、著作権者、実演家及びレコード製作者のために、私的録音録画補償金のうち私的録画補償金を受ける権利を行使し、著作権者等の権利者に分配するとともに、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の発展に寄与することを目的とする社団法人であり、同月30日、著作権法104条の2第1項に基づき、文化庁長官から同項2号の私的録画補償金を受ける団体として指定を受けた唯一の指定管理団体である。

被告が、法104条の5の協力義務として、被告が販売した被告各製品に係る私的録画補償金相当額を支払うべき法律上の義務を負うか

争点3

被告による不法行為が成立するか

2 原審の判断

(1) 争点1

被告各製品は施行令1条2項3号の特定機器に該当すると判断

特に、施行令1条2項3号柱書きの「アナログデジタル変換が行われた影像」の意義について、下記のように判断（判決文61頁～）

・・・このように施行令1条の文言においては、同条2項3号の特定機器において固定される対象について、「アナログデジタル変換」すなわち「アナログ信号をデジタル信号に変換する」処理が行われた「影像」であることが規定されるのみであり、当該変換処理が行われる場所的要素、すなわち、当該変換処理が当該機器内で行われたものか、それ以外の場所で行われたものかについては、何ら規定されていない。・・・してみると、特定機器に関する法30条2項及び施行令1条の各文言によれば、施行令1条2項3号の「アナログデジタル変換が行われた影像」とは、変換処理が行われる場所のいかんに関わらず、「アナログ信号をデジタル信号に変換する処理が行われた影像」を意味するものと解するのが相当である（63-64頁）

(2) 争点2

法104条の5の協力義務の法的性質は、法的強制力を伴わない抽象的な義務としての協力義務を課したものにすぎず、法律上の具体的な義務と解することはできないと判断（判決文77頁～）。

(3) 争点3

被告の不法行為の成立を否定（判決文89頁～）。

3 控訴審の判断（争点2から先に判断）

(1) 争点2（判決文24頁～）

平成11年7月1日に私的録画に係る特定機器を定めた施行令1条2項が施行されて以来、控訴人による私的録画補償金の徴収は前記「上乗せ徴収・納付」方式というべき方法（原判決別紙「原告の補償金の徴収とその分配」のチャー

ト図)により行われてきたものであり、それ以外の方法で行われてきた事実は見当たらない(判決文26頁～)等の実態を認定した上で、下記のように判断

法104条の5が製造業者などの協力義務を法定し、また、指定管理団体が認可を受ける際には製造業者の意見を聴かなければならないと法104条の6第3項で規定されている以上、上記のような実態の下で「上乘せ・納付方式」に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合のあることは否定することができない。法104条の5の協力義務について、製造業者等が協力義務に違反したときに、指定管理団体に対する直截の債務とはならないとしても、その違反に至った経緯や違反の態様によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定され、法104条の5違反ないし不法行為を前提とする請求が成り立つ可能性がある(判決文27頁)。

(2) 争点1

被告各製品は施行令1条2項3号の特定機器に該当しないと判断

特に、著作権法施行令1条2項に3号が追加された当時の状況を勘案して、下記のように判断(判決文27頁～)

・・・著作権法施行令1条2項に3号が追加された当時、録画源がアナログテレビ放送であることが念頭に置かれ、この録画源についてDVD録画が行われる機器を録画補償金の対象とする点で関係者の大方の合意が得られたことから、同号の追加が閣議決定されたものであると認定し、同号所定の「アナログデジタル変換によって行われた」映像を連続して固定する機能を有する機器との要件は、アナログ放送をデジタル変換して録画が行われることを規定したものであり、しかも、この変換は、DVD録画機器に搭載されるアナログチューナーからのアナログ信号を対象にするものであるから、当該機器においてアナログチューナーを搭載しないDVD録画機器については、アナログデジタル変換が行われず、したがって3号該当性は否定されると判断するものである。(27-28頁)

(3) 争点3

判断せず

4 検討

(1)原審と控訴審とは、結論は同一だが、争点についての判断が異なった。

(2)本件は、最高裁への上告がなされたようなので、その判断が待たれる。

(弁護士 金本 恵子)